

知財法務の勘所Q&A（第5回）

明確な特許請求の範囲の記載（特許法36条6項2号）



アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁理士 小野 誠

Q1 特許請求の範囲の記載が不明確とならないようにするために留意すべき点には、どのようなものがあるでしょうか？

A1 特許請求の範囲を、それ自体が技術的に明確であるように記載することのほかに、
(1) 発明の詳細な説明等において、従来技術及び当該従来技術との構成の相違点とその技術的意義を十分に説明すること、
(2) 特徴のある生産物を製造する装置の場合には、装置自体の構造又は特性のほかに、発明の詳細な説明等において、当該装置によりそのような生産物が製造できることを具体的に記載すること、
などが挙げられます。

1. 特許請求の範囲の記載の明確性要件に関する近時の裁判例

特許出願にあたっては、発明者から得た情報、例えば、発明のポイント、関連性の高い従来技術や実施例等をもとにして、従来技術と重複することなく、且つ、合理的に拡張・一般化できる範囲まで上位概念化した発明を、特許請求の範囲に記載することが通常の実務ではないかと思われます。

このような作業は、実務者にとって最も興味をそそられるものであると同時に、適切な定義や用語の選択等に頭を悩ませることもしばしばではないでしょうか。

そこで、本稿では、特許請求の範囲の明確性に関する近時の2つの知財高裁判決を紹介しつつ、特許請求の範囲を適切に記載するに際して、留意すべき点を探ってみたいと思います。

(1) 知財高判平成29・8・22〔ランフラットタイヤ〕

ア. 事件の概要

本件は、発明の名称を「ランフラットタイヤ」とする特許権の請求項1の「ゴム補強層によって補強されたサイドウォール部を有し、該ゴム補強層が、昇温条件で測定したときの動的貯蔵弾性率の温度による変化を示す図において、100℃以上に存在する動的貯蔵弾性率の急激な降下前に存在する動的貯蔵弾性率がほぼ直線的な変化を示す部分の外挿線Aと急激な降下部分の外挿線